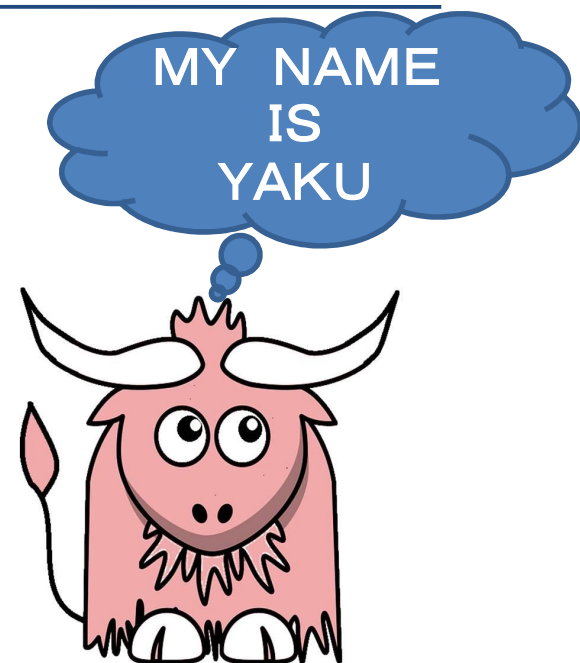


日本法令外国語訳業務の現状について

令和7年6月
法務省司法法制部



法令外国語訳推進キャラクター: YAKU

課題と取組状況

「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第6回会議(令和7年1月開催)で取りまとめられた、**民間構成員からの重点要望事項**に沿って取組を推進。

- 1 2021年度から**2026年度までに新たに1,000本以上の英訳法令等の公開**を目指す
- 2 **重点的に翻訳すべき分野の法令は、原則公布(改正)から1年以内の英訳公開**を目指す
- 3 法令翻訳システム(AI翻訳)導入後の**英訳法令の品質を確保**する

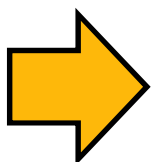
【重点要望事項への対応状況】

①2026年度の目標まであと418本(令和7年3月末時点)

②英訳原案代行作成及び法令翻訳システム(AI翻訳)等の活用により公開迅速化

※令和7年度に法務省が英訳原案の代行作成を予定している法令は32本

③法令翻訳システム(AI翻訳)の改善を検討
英訳品質を確保するために検査体制を確保



目標達成に向けたロードマップ

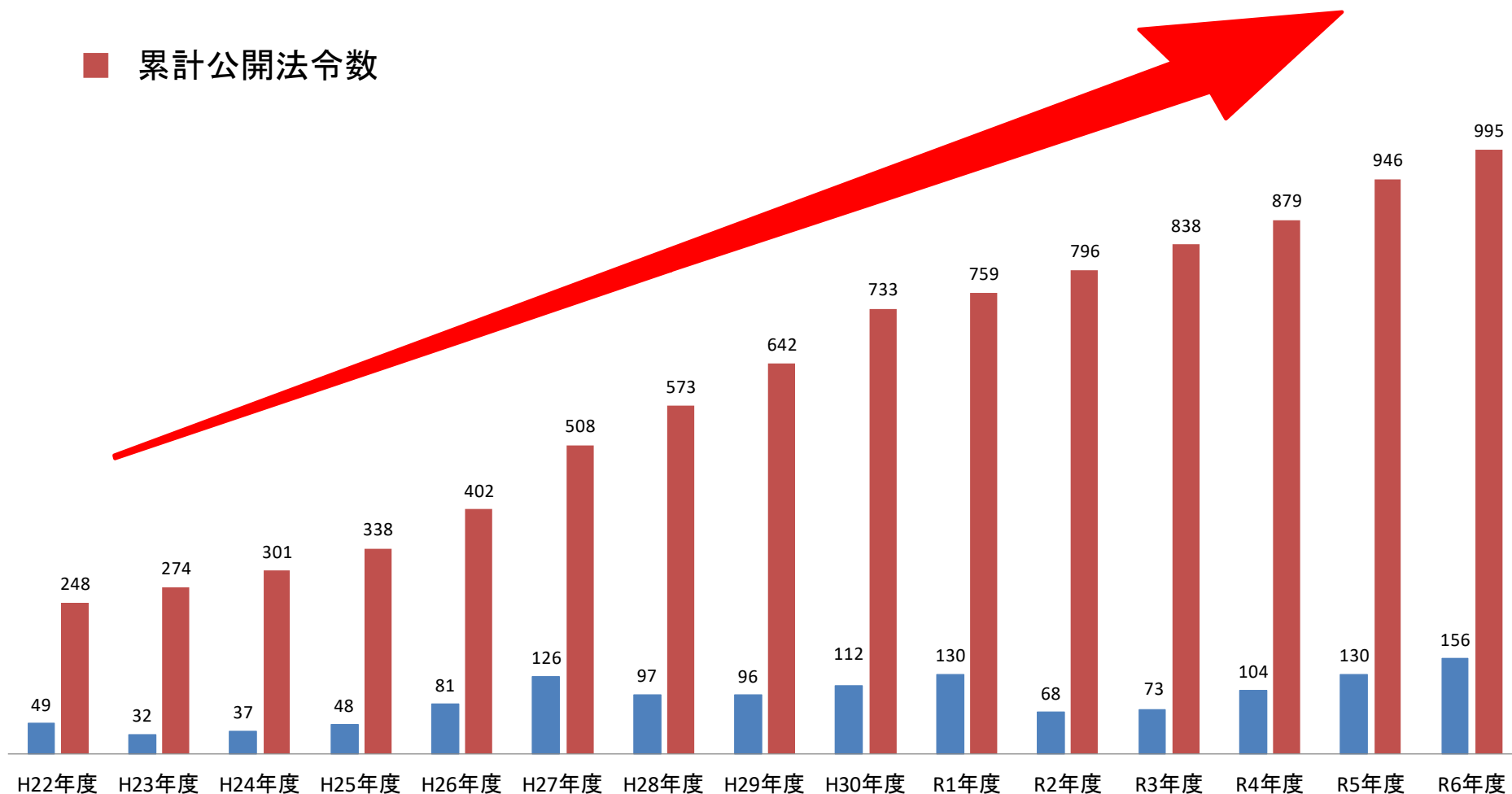
No	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	公開数目標	81本（実績）	127本（実績）	164本（実績）	210本（実績）	210本	210本
1	業務スキーム	品質検査方法 見直し	関係省庁 ヒアリング 海外調査 （EU等）	海外調査 （韓国）	関係省庁 アンケート 海外調査 （スイス） 代行作成 本格導入	関係省庁アンケート 海外調査 （韓国） 業務改善検討	
2	品質検査体制		海外調査 （EU等） 体制強化	海外調査 （韓国） 体制強化 体制検討 見直し	海外調査 （スイス） 体制検討 見直し	海外調査 （韓国） 体制検討 見直し	
3	AI翻訳	導入検討 検証	調査研究 海外調査 （EU等）	設計・開発 試行導入 海外調査 （韓国）	関係省庁アンケート 海外調査 （スイス） 本格導入	海外調査 （韓国）	

統計資料

日本法令外国語訳データベースシステム 公開翻訳法令数

■ 年度別公開法令数(改正対応含む)

■ 累計公開法令数



※ 令和7年3月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム

法令外国語訳の現状1

アクセスの多い上位10法令

平成21年4月(システム稼働時)から
令和7年5月末までのアクセス上位10法令

1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	民法(第一編第二編第三編)
3	銀行法
4	商品取引所法
5	会社法(第五編第六編第七編第八編)
6	金融商品取引法
7	民事再生法
8	特許法
9	中小企業等協同組合法
10	租税特別措置法(非居住者、外国法人関連部分)

令和6年6月から令和7年5月末までの
アクセス上位10法令

1	民法(第一編第二編第三編)
2	個人情報保護に関する法律
3	刑法
4	会社法(第一編第二編第三編第四編)
5	労働基準法
6	金融商品取引法
7	日本国憲法
8	特許法
9	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
10	民事訴訟法

日本法令外国語訳データベースシステム

法令外国語訳の現状2

アクセスの多い上位20カ国・地域

1	アメリカ合衆国	39.0%
2	イギリス	17.2%
3	日本	4.0%
4	ドイツ	3.2%
5	オーストラリア	2.6%
6	ベルギー	2.4%
7	カナダ	2.3%
8	フランス	2.2%
9	スペイン	2.2%
10	中国	2.0%

11	インド	1.9%
12	トルコ	1.8%
13	イタリア	1.6%
14	ブラジル	1.4%
15	シンガポール	1.1%
16	オランダ	1.0%
17	ポーランド	0.7%
18	メキシコ	0.6%
19	ポルトガル	0.6%
20	ロシア	0.6%

⇒ **世界100以上の国や地域**からアクセスあり。

※国や地域の比率はビジット数を基に算出したもの。

※令和7年5月末時点の数値

參考資料

現在の体制

法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議

【議長】法務省大臣官房司法法制部長

【構成】23府省庁の官房長・審議官クラス

【内容】

- 政府全体の毎年の「翻訳整備計画」の策定
- 「日英標準対訳辞書」のバージョンアップ

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

【R1. 12～】

座長・構成・内容については
次頁(P. 7)を参照

幹事会

【議長】法務省大臣官房
司法法制部司法法制課長

【構成】23府省庁の課長クラス

【内容】
「翻訳整備計画」のフォローアップ等

日本法令外国語訳推進会議

【座長】田澤 元章 専修大学法学部教授

【構成】学者9名、弁護士10名、外国法事務弁護士2名

【内容】

- 個別の翻訳法令の品質検査・統一性確保
- 「日英標準対訳辞書」、「法令翻訳の手引き」の検討

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

- R1. 12 政府の取組の「司令塔」となる官民会議体を立上げ、第1回会議開催
- R3. 1 第2回会議開催
- R4. 4 第3回会議開催
- R5. 3 第4回会議開催
- R6. 6 第5回会議開催
- R7. 1 第6回会議開催

座長 一橋大学名誉教授 阿部 博友

民側構成員

- 一般社団法人日本経済団体連合会・
経済法規委員会企画部会長
- 欧州ビジネス協会・
法律サービス委員会・委員
- 国際商取引学会・会長
- 在日米国商工会議所・理事
- 日米法学会・評議員
- 日本商工会議所・特別顧問
- 日本弁護士連合会・会長

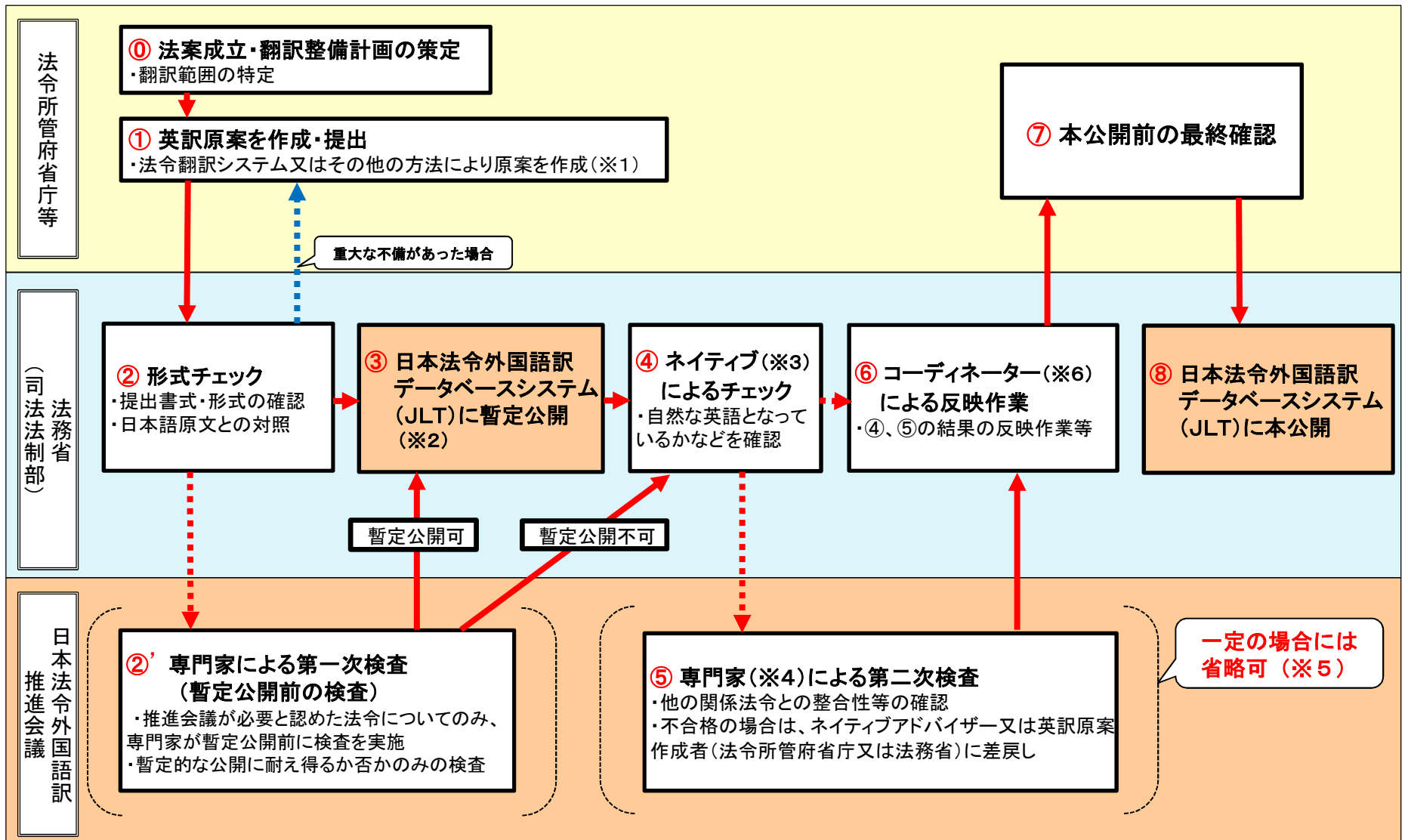
官側構成員

- 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
- 内閣府対日直接投資推進室長
- 内閣府知的財産戦略推進事務局次長
- 法務省大臣官房司法法制部長
- 外務省国際法局長

オブザーバー

- 独立行政法人日本貿易振興機構・理事
- 日本法令外国語訳推進会議・座長

業務のフロー

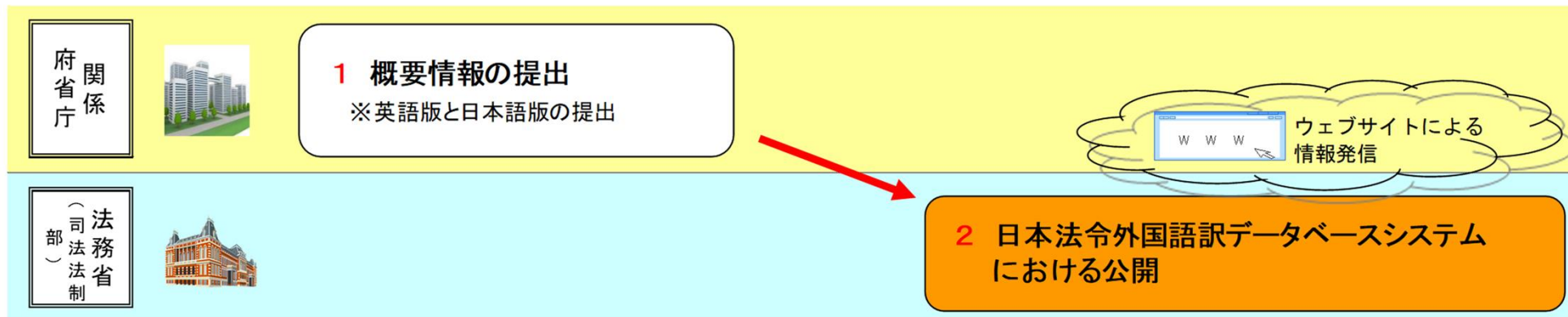


※1 法令翻訳システムは、AIを活用した法令の英訳のための翻訳システム。
一部法令については、法令翻訳システムを活用した法務省による代行作成も可能。
※2 法務省が英訳原案を代行作成する場合は省略。
※3 ネイティブ：英語を母語とする者で、日本法及び英米法の素養がある者。

※4 専門家：日本法令外国語訳推進会議の構成員。学者・弁護士・外国法弁護士から構成される。
※5 改正内容が形式的なものにとどまる場合などは省略可。
※6 コーディネーター：日本語を母語とする者で、日本法及び英語の素養がある者。

法令の概要情報の翻訳提供の流れ

(1) 関係府省庁が自ら法令の概要情報の翻訳を作成する場合、または、関係府省庁が既に翻訳を作成している場合



(2) 関係府省庁が法令の概要情報の翻訳を作成しておらず、法務省が翻訳の作成を代行する場合

